

丹波市新型コロナウイルス感染症診察料等助成金について

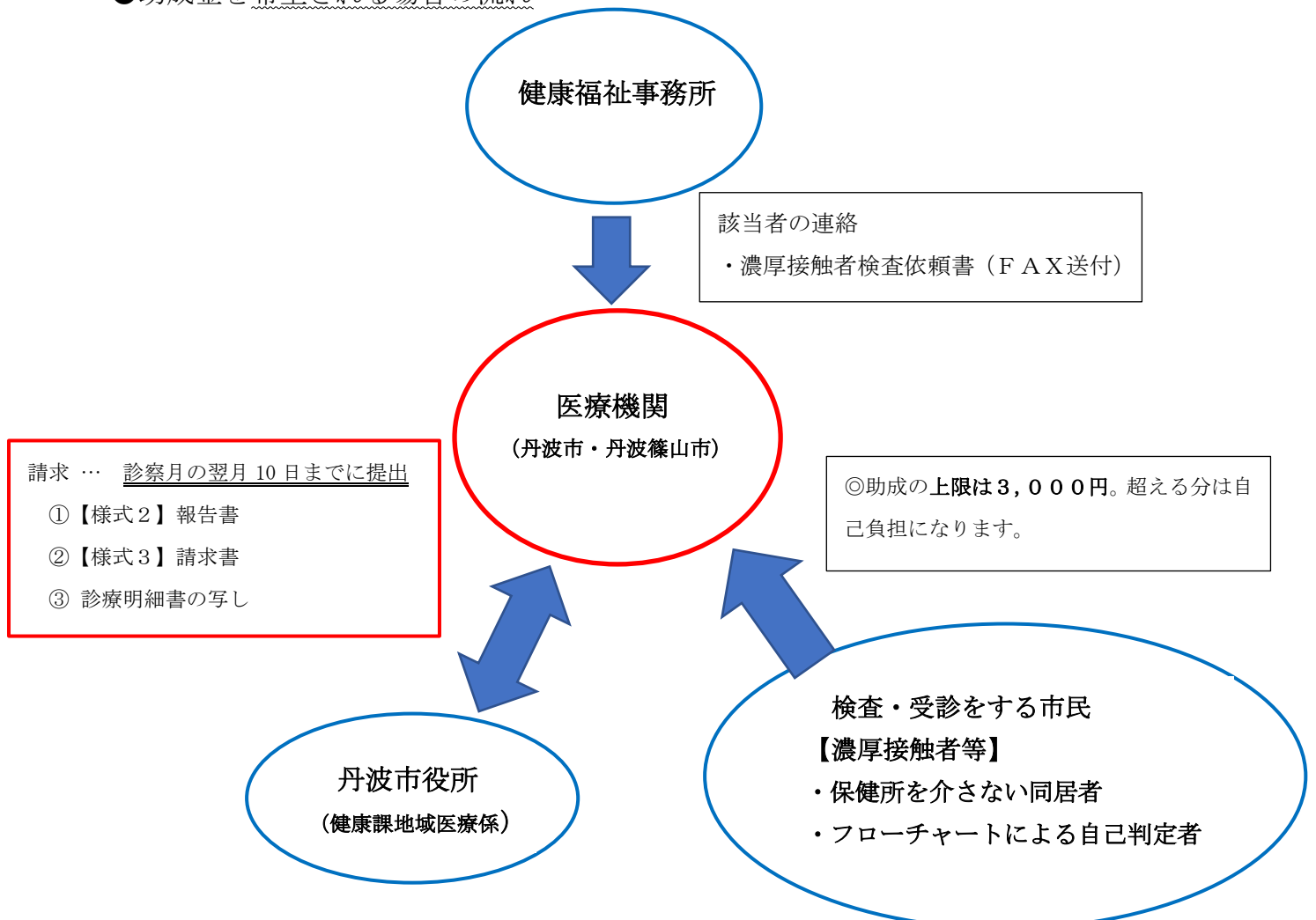
(検査に伴う濃厚接触者等個人負担分の助成)

【助成対象者】

いずれにも該当するもの

- ①丹波市に住民登録がある方。
- ②濃厚接触者等として検査を受けた方。
- ③診察に係る自己負担額の支払いがある方。
- ④他自治体から診察料などの助成を受けていない方。
- ⑤丹波市、丹波篠山市いずれかの市内医療機関で受診された方

●助成金を希望される場合の流れ



※助成回数は、1人1回。ただし、医師の判断で再度の受診が必要な場合は、受診に要した回数。

※助成対象 初診料、初診料機能強化加算、院内トリアージ実施料、検体管理加算、機能強化加算、インフル検査、免疫学的検査判断料、鼻腔・咽頭拭い液採取、院内トリアージ、再診料、時間外対応加算 1、明細書発行体制等加算、外来管理加算、地域包括診療加算 2、経皮的動脈血酸素飽和度測定、二類感染症患者入院検査加算、外来感染対策向上加算、特定疾患療養管理加算

※投薬、注射及びレントゲン検査、紹介状は対象外